

錦江町農業委員会 8月総会議事録

- 開催日時 令和元年8月26日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

- 欠席委員(農業委員1人)

委員 6番 坂元 博美

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第24号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議 長	<p>只今より令和元年8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は坂元員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に10番 貫見委員と11番 毛下委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第23号について説明をいたします。</p> <p>受付番号114号から160号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は令和元年度第3期ということで、貸付の始期は10月1日からと</p>

	<p>ということになります。 説明については以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第23号を採決します。 お諮りします。 議案第23号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第23号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第24号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号について説明します。 まず1件目は申請者はH・Tさん、T自治会在住の方です。 申請地は神川字タツバミ1054番1、地目は畑、地籍は6,005㎡のうち1,971㎡となっています。 この申請は、畜舎、堆肥舎、資材置場設置のための用途区分変更申請となっています。 次の件の申請者はF・Mさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字八久保916番、地目は畑、地籍は1,329㎡となっています。 この申請は、畜舎、資材置場設置のための用途区分変更申請となっています。 次の件の申請者はF・Yさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字蕨ヶ迫2060番、地目は畑、地籍は5,822㎡のうち4,142㎡となっています。</p>

	<p>この申請は、畜舎、資材置場設置のための用途区分変更申請となっています。</p> <p>1件目から3件目の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>次の件の申請者は（株）Kさん、K市に拠点を置く法人です。</p> <p>申請地は馬場字新田4253番1、地目は田、地籍は759㎡となっています。</p> <p>この申請は、駐車場設置のための用途区分変更申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、先ず、12番 内菌委員お願いします。</p>
<p>12番 内菌委員</p>	<p>はい。先ず1件目のH・Tさんの件ですけれども、これ3件とも先週の月曜日、8月19日に事務局の2人と委員の徳永さんと現地調査に行って参りました。先ず、Hさんの用途区分変更についてなんですけれども、今、牛舎が建っていて、15頁を見てください。この鉄塔と書いてあるところが新しく用途区分変更して、畜舎、堆肥舎、資材置場を作る予定の土地であります。H・Tさんは認定農業者でもありますし、何ら問題は無いと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>次のF・Mさんは17頁から22頁ですけれども、22頁をご覧ください。194の方が今ある畜舎で、今ある畜舎に隣接している畑を買い取る予定で、そこにこの用途区分変更を出して、畜舎、資材置場を作る予定です。F・Mさんに関しましても認定農業者でもありますし、何ら問題は無いと思います。</p> <p>F・Yさん、23頁から30頁です。この東側ですね。右手側に牛舎があつて、その横の自分の土地なんですけれども、ここに用途区分変更して畜舎、資材置場を作る予定です。F・Yさんも認定農業者でもありますし、何ら問題は無いと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、2番 鈴委員お願いします。</p>
<p>2番 鈴委員</p>	<p>はい。資料は31頁からです。これは最初、Nさんが作られた養豚場をYさんという方が運営されておりましたけれども、もう高齢のためにKの方に譲られまして、もう東京に帰ってしまわれました。この35頁を見て頂ければわかると思いますけれども、直ぐ豚舎の横の角の所の田んぼでございまして。駐車場にするということでございまして、安水委員と事務局の方と一緒に現地調査をいたしましたけれども、止むを得ん、良いんじゃないかということでござい</p>

	した。終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
事務局	追加説明ですが、この4件は、今回は農振の用途区分変更ということで、転用についてはまた後で、これが終わって、公告が終わった後に出てくることとなります。
議 長	質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第24号を採決します。 お諮りします。 議案第24号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第24号については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。
議 長	以上で、令和元年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 0 番

1 1 番

議事録調整者 窪 和人